(三)　人事に関する紛争その他家庭に関する紛争に係る国際和解合意
(四)　外国の裁判所の認可を受け、又は日本若しくは外国の裁判所の手続において成立した国際和解合意であって、その裁判所が属する国でこれに基づく強制執行をすることができるもの
(五)　仲裁判断としての効力を有する国際和解合意であって、これに基づく強制執行をすることができるもの
5　国際和解合意の執行決定
(一)　国際和解合意に基づいて民事執行をしようとする当事者は、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定（国際和解合意に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。）を求める申立てをしなければならないこととした。（第五条第一項関係）
(二)　裁判所は、(三)の規定により(一)の申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならないこととした。（第五条第一一項関係）
(三)　裁判所は、(一)の申立てがあった場合において、執行拒否事由があると認めるときに限り、当該申立てを却下することができることとした。（第五条第一二項関係）
(四)　(一)の申立てについて、書面等の提出、手続の中止、管轄、移送、必要的審尋及び不服申立てに関する規定を設けることとした。（第五条第二項～第一〇項、第一三項及び第一四項関係）
6　その他
執行決定の手続について、任意的口頭弁論、事件の記録の閲覧等、期日の呼出し、公示送達の方法、電子情報処理組織による申立て等、裁判書、民事訴訟法の準用及び最高裁判所規則への委任に関する規定を設けることとした。（第六条～第一三条関係）
7　経過措置
この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。（附則第二条及び第三条関係）
8　関係法律の整備
この法律の施行に伴い、民事訴訟費用等に関する法律及び民事執行法の規定の整備をすることとした。（附則第四条及び第五条関係）
9　施行期日
この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとした。

◇裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（法律第一七号）（法務省）

1　特定和解の執行
(一)　定義
「特定和解」とは、認証紛争解決手続において紛争の当事者間に成立した和解であって、当該和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意がされたものをいうこととした。（第二条第五号関係）
(二)　特定和解の執行決定
(1)　特定和解に基づいて民事執行をしようとする当事者は、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定（特定和解に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。）を求める申立てをしなければならないこととした。（第二七条の二第一項関係）
(2)　裁判所は、(3)の規定により(1)の申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならないこととした。（第二七条の二第一〇項関係）
(3)　裁判所は、(1)の申立てがあった場合において、執行拒否事由があると認めるときに限り、当該申立てを却下することができることとした。（第二七条の二第一一項関係）
(4)　(1)の申立てについて、書面等の提出、手続の中止、管轄、移送、必要的審尋及び不服申立てに関する規定を設けることとした。（第二七条の二第二項～第九項、第一二項及び第一三項関係）
(三)　適用除外
(二)の規定は、次に掲げる特定和解については、適用しないこととした。（第二七条の三関係）
(1)　消費者（消費者契約法第二条第一項に規定する消費者をいう。）と事業者（同条第二項に規定する事業者をいう。）との間で締結される契約に関する紛争に係る特定和解
(2)　個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第一条に規定する個別労働関係紛争をいう。）に係る特定和解
(3)　人事に関する紛争その他家庭に関する紛争に係る特定和解（民事執行法第一五一条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権に係るものを除く。）
(4)　調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律第二条第三項に規定する国際和解合意に該当する特定和解であって、同法の規定の適用を受けるもの
(四)　その他の改正
執行決定の手続について、任意的口頭弁論、事件の記録の閲覧等、期日の呼出し、公示送達の方法、電子情報処理組織による申立て等、裁判書、民事訴訟法の準用及び最高裁判所規則への委任に関する規定を設けることとした。（第二七条の四～第二七条の一一関係）
2　認証紛争解決手続の業務内容等の掲示方法の見直し
(一)　認証の公示等
認証紛争解決事業者は、認証紛争解決事業者である旨並びにその認証紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法に係る事項であって法務省令で定めるものを、認証紛争解決手続の業務を行う事務所において見やすいように掲示し、又はインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととした。（第一一条第二項関係）
(二)　過料
認証紛争解決手続の業務内容等の掲示方法の見直しに伴い、過料について所要の規定の整備をすることとした。（第三四条第一項第一号関係）
3　経過措置
この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。（附則第二条、第三条及び第六条関係）
4　関係法律の整備
この法律の施行に伴い、民事訴訟費用等に関する法律及び民事執行法の規定の整備をすることとした。（附則第四条及び第五条関係）
5　施行期日
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（法律第一八号）（国土交通省）

一　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正関係
1　目的
この法律の目的に、地域の関係者の連携と協働を推進すること等を追加することとした。（第一条関係）
2　地域公共交通特定事業の拡充等
(一)　道路運送高度化事業として、次に掲げる事業を追加するとともに、道路運送高度化実施計画の認定を受けた場合における一般乗用旅客自動車運送事業に関する道路運送法の特例等を追加することとした。（第二条第七号及び第一五条関係）
(1)　一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が円滑な運送の実施を確保するために行う事業であって、運行経路指示システム（官民データ活用推進基本法第二条第二項に規定する人工知能関連技術を活用した情報システムであって運転者に対して目的地までの最も効率的な経路を指示するためのものをいう。）その他の先端的な技術を活用することにより旅客の運送に要する時間（運送の申込みから運送の開始までに要する時間を含む。）の短縮に資するものとして国土交通省令で定める要件を満たす設備を用いるもの
(2)　一般乗合旅客自動車運送事業者が車内における静穏を確保し、及び車内における安全性を向上させるために行う事業であって、電気自動車（専ら電気を動力源とする自動車をいう。）その他の車内における騒音及び振動の程度が低く、かつ、車内における旅客の転倒を防止する観点から優れた加速及び減速の性能を有する自動車を用いるもの